

令和4年2月2日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
(公印省略)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について
(学校・保育 PCR 検査の対応：那覇市教育委員会) (通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和4年1月19日付けで通知いたしましたが、令和4年1月31日付け事務連絡にて文部科学省からの通知を受け、濃厚接触者の待機期間について、対応の見直しを行っております。

那覇市教育委員会としましても、児童生徒の学びの保障を継続するためにも、安全安心な学習環境の構築に努め、行政検査時を含めた児童生徒の出席の対応を下記のようにいたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 出席停止とする場合

(1) 陽性者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む)

① 発症した日の翌日から、10日間経過観察のため自宅療養等行い、解熱後3日以上経過後、登校となります。

(2) 濃厚接触者となった場合(児童・生徒以外の職員も含む) ※一部再変更

① 最後に接触した日の翌日から 2週間(オミクロン株患者の濃厚接触者については、7日間) 出席停止となります。

② 学校・保育PCR検査の対応となります。

(3) 感染可能期間内に陽性者が登校していた場合(児童・生徒以外の職員も含む)

① 最後に接触した日の翌日から5日間の学級閉鎖となります。

※児童生徒は、感染者との最終接触日の翌日から5日間経過し、発熱等の風邪症状がなければ登校可能とします。症状がある場合は受診を行う。

※教職員については、感染者との最終接触日の翌日から72時間経過した後に、発熱等の風邪症状がなければ出勤可能とします。症状がある場合は受診を行う。

※ 本県においては、L452R変異株PCR検査の陰性率(判定不能除く)が70%以上となっているため、現時点においては、感染者はB.1.1529系統(オミクロン株)として差し支えありません。

※ 上記の対応は、令和4年2月2日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

<本件のお問い合わせ>

那覇市教育委員会 学校教育課

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522